

各指定障害福祉サービス事業者 様

静岡県健康福祉部福祉指導課

利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る  
届出書の提出方法について

このことについて、日中活動サービス等（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含む、宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型））においては、各月の日数から 8 日を控除した日数（以下、「原則の日数」といいます。）を限度として利用することとされておりますが、事業運営上の理由により「原則の日数」の調整が必要となる場合は、「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」（平成 18 年 9 月 29 日付け障障発第 0928001 号通知）により、事前に届出し、受理されることをもって、特例で当該調整が認められます。

つきましては、特例の適用が必要な場合には、下記により適切に届出いただきたく、あらためて通知いたします。

記

1 提出書類

- (1) 届出書利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出書
- (2) 年間計画（スケジュール）表など年間を通じた事業計画がわかる資料

2 提出期限

対象（調整）期間の開始する月の前月末日まで

3 提出先

福祉指導課 障害指導班

4 その他

- (1) 平成 25 年度までは健康福祉センターを提出先としていましたが、現在は当課あてに提出してください。
- (2) 本届出により認められる利用日数の調整は、各事業者等が特定する 3 ヶ月以上 1 年以内の期間で、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であるものに限ります。
- (3) 届出書様式は、県ホームページの申請書ダウンロードに掲載いたします。
- (4) 届出は随時行うのではなく、年間計画を作成した上で、年に 1 回提出することとします。
- (5) 対象期間を変更する必要がある場合は、別途変更内容を届け出てください。

担当 障害指導班  
TEL 054-221-3772  
FAX 054-221-2142